

新潟市小合地区コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	小合地域コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 利用時間等	○	利用者の苦情もなく、概ね良好な施設サービスの提供を継続しています。広報「よらねかね小合」を年3回発行するなど、情報提供にも努めています。年間延べ2万人余りが利用しており、利用件数も増加。実績も評価できます。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	◎	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 苦情への対応等	○	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	○	

2.事業(市の事業, 自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 目的にあったサービス提供		
2 適正な人員配置		
3 情報提供・接遇		
4 利用者数等		
5 自主事業配分		
6 サービス向上の観点		
7 苦情等への対応		
8 緊急体制・対応		

3.施設の管理 (施設自体の保守管理, 修繕や, 震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	この施設は、平成9年建設の施設であり、問題なく管理されています。また、敷地面積が広いため園芸の盛んな地区にふさわしく花を植えるなど、利用者団体・地域との関係も良好に運営されています。
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	○	
6 環境配慮	○	
7 再委託	○	
8 災害等への対応	○	
9 関係団体, 地域との連絡調整	◎	
10 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか, 経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	光熱水費について経費増となりましたが、全体的に経費の縮減に努めています。
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	○	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

地域住民および小・中学校との連帯感を高め、住みよい地域づくりの推進に資するための中心的活動施設であり、その管理運営を「小合地域コミュニティ協議会」が担っています。定期的に役員会・総会を開催するなど、民主的に運営されており、また、「利用のきまり」を設けるなど、公共の施設を大切に利用してもらうよう努めており、指定管理者として優良であると評価します。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様, サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域課 地域振興係 0250-25-5670(直通)